

生活保護法等による診療報酬明細書等の点検・入力業務委託に係る提案募集要項

1 概要

生活保護法等による市長決定済の診療報酬明細書の資格点検・内容点検、医療要否意見書の点検・入力、施術請求書等の内容点検及び介護給付費払込請求書等の点検・入力を行い、請求誤り等を抽出することで、適正な処遇の確保と医療扶助・介護扶助の適正な実施を行うことを目的とした業務を委託する。

- (1) 業務名 生活保護法等による診療報酬明細書等の点検・入力業務
- (2) 内容 別紙「生活保護法等による診療報酬明細書等の点検・入力業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従うこと。
- (3) 委託期間 令和9年(2027年)1月1日から
令和9年(2027年)3月31日まで
- (4) 提案上限額 2,878千円(税抜き)とする。
- (5) 事業者選定スケジュール
 - 令和8年(2026年)10月19日 参加表明書等の提出期限
 - 10月22日 質問書の提出期限
 - 11月 2日 質問書への回答(予定)
 - 11月10日 企画提案書等の提出期限
 - 11月24日 プレゼンテーション
 - 12月 3日 選定結果通知(予定)
- (6) その他 委託業務の履行状況が良好であり、契約に支障を来す場合を除き、令和8年度(2026年度)第4四半期の委託事業者と令和9年度(2027年度)以降(令和13年度(2031年度)第3四半期まで)も継続して委託業務契約締結予定(令和13年度(2031年度)第4四半期の契約条件と異なる可能性あり。)

2 参加資格要件

参加表明書等提出日現在で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 仕様書に定める業務内容についての実施能力と適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 尼崎市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 国税、地方税を完納している者であること。
- (6) 提案者又は提案者の役員等が、次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(同条例第2条第6号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

3 参加表明書等の提出に関する事項

- (1) 提出期限 令和8年(2026年)10月19日(月) 午後5時30分(必着)
- (2) 提出場所 南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課 医療介護担当
- (3) 提出物 ア 参加表明書(様式1)
イ 会社概要書(様式2)
ウ 類似業務の受託等実績(様式3)
- (4) 提出方法 直接窓口へ持参
- (5) 注意事項
ア 参加表明書等の提出がない場合は、企画提案書等の提出の意思がないものとみなす。
イ 参加表明書提出後の辞退は「参加辞退届」(様式4)を提出すること。
ウ 提出書類は返却しない。また、提出した書類の差替え及び再提出は認めない。

4 質問書の提出に関する事項

- (1) 提出期限 令和8年(2026年)10月22日(木)
- (2) 提出場所 南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課 医療介護担当
- (3) 提出物 質問書(様式5)
- (4) 提出方法 電子メール(メールアドレス: ama-hogoiryou@city.amagasaki.hyogo.jp)

5 企画提案書等の提出に関する事項

- (1) 提出期限 令和8年(2026年)11月10日(火) 午後5時30分(必着)
- (2) 提出場所 南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課 医療介護担当
- (3) 提出物及び部数
ア 企画提案書(様式6) 7部(原本1部・写し6部)
イ 見積書 7部(原本1部・写し6部)
ウ 見積明細書 7部(原本1部・写し6部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- (5) 企画提案書について
ア 仕様書に定める業務内容に関して、次の事項について企画提案書を提出すること。
 - (ア) 診療報酬明細書等の点検・入力業務に係る人員体制
 - (イ) 点検レベルの水準の向上策及び業務の標準化の方法
 - (ウ) 診療報酬明細書等の点検・入力業務に係る効果額の目標値
 - (エ) 診療報酬明細書に関する点検業務の実施方法
 - (オ) 施術請求書等に関する点検業務の実施方法
 - (カ) 生活保護等版レセプト管理クラウドサービス等を活用した資料作成方法
 - (キ) 個人情報保護に関する取組内容及び本業務を効率的、効果的に実施する方法
イ 企画提案書は、A4用紙縦、文書は日本語横書きとし、提案事項の順序でページ数

はプレゼンテーションの時間(30分)内に説明可能な枚数で作成すること。

(6) 見積書、見積明細書について

- ア 見積額が1(4)の提案上限額を上回っている場合は、失格とする。
- イ 見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書を添付すること。
- ウ 提出期限までに見積書等が提出されない場合は、失格とする。
- エ 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。
- オ 見積書には、件名、見積金額、社名及び代表者名、所在地を記載すること。
- カ 提出された見積書等は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

6 選考について

(1) 基本的な考え方

「生活保護法等による診療報酬明細書等の点検・入力業務委託事業者選定会議」において、提案内容について審査し、提案内容を公平かつ厳正に評価する。そのうえで、最も優れた提案を行った者を契約候補者として決定する。また、次点契約候補者も併せて決定する。

選定された契約候補者は、本市の契約手続きを経て生活保護法等による診療報酬明細書等の点検・入力業務委託契約の相手方となる。契約候補者との協議が調わない場合は、本市は次点契約候補者と協議を行うこととする。

(2) 審査基準

- ア 本業務を円滑に遂行できる人員体制、点検水準向上への取組を有しているか。
- イ 本業務に係る効果額について、適切な数値目標を有しているか。
- ウ 生活保護行政及び本業務の趣旨を理解しているか。
- エ 類似業務の受託実績があるか。
- オ 本業務を効率的、効果的に遂行できる能力を有しているか。
- カ 個人情報保護に関する取組が適切であるか。
- キ 仕様書に定める内容以外の有効な追加提案があるか。
- ク 見積額が本市にとって望ましいものであるか。
- ケ 次の要件を満たす事業者には、原則、加点を行う。
 - (ア) 市内事業者(尼崎市内に本社や本店がある事業者)である。
 - (イ) 準市内事業者(尼崎市内に支店や営業所がある事業者)である。
 - (ウ) 市内事業者、準市内事業者、市外事業者に関わらず、本業務受託に際して、新たに市内在住者の雇用を行う。

(3) プレゼンテーション

- ア 実施日 令和8年(2026年)11月24日(火)(予定)
※応募者多数の場合は、別途実施することがある。
- イ 場所 尼崎市南部保健福祉センター第1～3会議室(出屋敷リベル5階)
- ウ 提出物 プレゼンテーション用資料 5部
電子データ(CD-ROM) 1部

エ 持ち時間 提案内容説明 30 分（30 分で打ち切り）、
質疑応答 15 分程度とする。

オ 実施方法

- ・プレゼンテーションの実施については、プロジェクター、スクリーン等を使用せず、紙ベースの資料を用いて実施すること。
- ・プレゼンテーションの実施要員は、特に指定しないが、選定委員からの実務に関する質問に回答できる者とする。
- ・プレゼンテーションの参加人数は 1 事業者につき 5 人以内であること。

（４）選考結果通知

ア 通知日 令和 8 年（2026 年）12 月 3 日（木）（予定）

イ 通知方法 全ての参加事業者宛てに電子メールにて行う。

7 その他留意事項

- （１）企画提案書等の作成及び提出ならびにプレゼンテーションに要する費用は全て提案者の負担とする。
- （２）審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- （３）企画提案書等として提出される全ての資料は、審査以外の目的には使用しない。
- （４）次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ア 提案書の提出方法、提出先及び提出期限等の条件に適合していない場合
 - イ 提案書に虚偽の記載がある場合

以 上